# ○共立蒲原総合病院組合規約

昭和40年1月14日静岡県指令地第30号

改正 昭和48年 7月31日地第 558号 昭和56年12月28日市第 1030号 昭和62年 3月10日市第 1303号 平成11年 7月 1日市行第 138号 平成14年 4月 9日市行第 2号 平成16年 7月 5日市行第 199号 平成19年 3月22日市行第 514号 平成22年 3月12日自行第 827号

昭和52年 6月 1日市第 278号 昭和58年 1月25日市第 1052号 平成 6年 1月 7日市第 1196号 平成12年10月16日市行第 318号 平成15年 1月16日 平成18年 1月 4日市行第 463号 平成20年10月15日自行第 474号 平成23年 3月 3日自行第 745号

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、共立蒲原総合病院組合という。

(組織)

第2条 この組合は、静岡市、富士市及び富士宮市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

- 第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。
  - (1) 共立蒲原総合病院の経営
  - (2) 介護老人保健施設芙蓉の丘の経営
  - (3) 介護老人保健施設芙蓉の丘居宅介護支援事業所の経営
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この組合の目的を達成するため必要な事務 (事務所の位置)
- 第4条 この組合の事務所は、富士市中之郷2500番地の1に置く。

#### 第2章 議会

(組合議員の定数及び選挙方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

静岡市 5人

富士市 5人

富士宮市 2人

- 2 組合議員は、関係市の議会において、当該関係市の議会の議員のうちから選挙 する。
- 3 組合議員の選挙を行う期日は、管理者が定めてこれを当該関係市の長に通知し

なければならない。

4 組合議員の選挙が終わったときは、当該関係市の長は、直ちにその結果を管理 者に通知しなければならない。

(組合議員の任期及び失職)

- 第6条 組合議員の任期は、2年とする。
- 2 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組合議員が関係市の議会の議員でなくなったときは、同時に組合議員の職を失う。

(補欠選挙)

第7条 組合議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

### 第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

- 第8条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。
- 2 管理者は、静岡市長及び富士市長の互選による。
- 3 副管理者は、管理者となった関係市の長を除いた関係市の長をもって充てる。 (管理者の任期)
- 第9条 管理者の任期は、管理者となった静岡市又は富士市の長の在任期間による。 (職務権限)
- 第10条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。
- 2 副管理者は、管理者を補佐する。
- 3 副管理者は、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 この場合において、代理するときの順序は、副管理者の協議により定める。 (職員)
- 第11条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。
- 2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

(経費)

第13条 この組合の経費は、診療収入、公債、財産より生じる収入、使用料その他の収入によるもののほか、関係市の分賦金をもって支弁する。ただし、臨時に 多額の経費を必要とするときは、関係市の協議により、その都度これを定める。 2 前項の分賦金は、別表に定める負担割合をもって関係市に分賦する。

### 附則

- 1 この規約は、許可の日から施行する。
- 2 国民健康保険蒲原町外二ケ町組合規約は、廃止する。
- 3 第12条の経費の分賦割合は、昭和40年4月1日から適用し、昭和40年3月31日 までは国民健康保険蒲原町外二ケ町組合規約第11条の分賦割合による。

**附** 則 (昭和48年7月31日地第558号)

この規約は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、第12条の経費の分賦割合は昭和48年度から適用する。

附 則 (昭和52年6月1日市第278号)

この規約は、許可の日から施行する。ただし、第12条の経費の分賦割合は、昭和 52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年12月28日市第1030号)

- 1 この規約は、許可の日から施行する。
- 2 改正後の規約第5条の規定は、昭和57年1月1日から施行する。
- 3 改正後の規約第12条の経費の分賦割合については、昭和56年4月1日から適用 する。

**附 則**(昭和58年1月25日市第1052号)

この規約は、許可の日から施行する。

**附 則**(昭和62年3月10日市第1303号)

この規約は、許可の日から施行する。ただし、改正後の第12条第2項の分賦割合は、昭和62年4月1日から適用する。

**附 則** (平成6年1月7日市第1196号)

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

**附 則**(平成11年7月1日市行第138号)

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

**附** 則 (平成12年10月16日市行第318号)

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。ただし、改正後の第12条第2項の分賦割合は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年4月9日市行第2号)

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成15年1月16日)

この規約は、平成15年5月1日から施行する。

**附** 則 (平成16年7月5日市行第199号)

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

**附** 則 (平成18年1月4日市行第463号)

この規約は、平成18年3月31日から施行する。

**附** 則 (平成19年3月22日市行第514号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**(平成20年10月15日自行第474号)

この規約は、平成20年11月1日から施行する。

**附** 則 (平成22年3月12日自行第827号)

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

**附** 則 (平成23年3月3日自行第745号)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

## 別表 (第13条関係)

経費区分		関係市	負担割合
第3条の事業に要する経費	第1号関係	静岡市	100分 の 56.00
		富士市	100分 の 41.00
		富士宮市	100分 の 3.00
	第2号及び 第3号関係	静岡市	100分 の 63.04
		富士市	100分 の 33.94
		富士宮市	100分 の 3.02
上記以外の経費			関係市の協議により定める。